

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）	
要望項目名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置 (内閣府・厚生労働省と共同要望)	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと</p> <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①の新たな幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持ち教育・保育を一体的に提供するものであることから、幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p>	
関係条文	<p>（個人住民税） 地方税法第37条の2および第314条の7、所得税法施行令第217条、租税特措法第33条、第33条の2、第33条の3、第33条の4、租税特措法施行規則第14条</p> <p>（法人住民税） 地方税法第25条、地方税法施行令第7条の4、地方税法23条及び第292条、法人税法第22条、法人税法第37条、法人税法施行令第77条、租税特別措置法第66条の11の2、租税特別措置法第64条、第64条の2及び第65条の2、租税特別措置法施行規則第22条の2及び第14条</p> <p>（不動産取得税） 地方税法第73条の4、地方税法施行令第36条の8及び第36条の10</p> <p>（事業所税） 地方税法第701条の34、地方税法施行令第56条の22、第56条の24、第56条の26の3、第56条の26の5</p> <p>（固定資産税及び都市計画税） 地方税法第348条、地方税法施行令第49条の12、第49条の15、地方税法第702条の2</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (—) (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 子どもや子育てをめぐる環境の現実は一層厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・ 保育の量的拡大・確保（待機児童の解消、地域の保育を支援） ・ 地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。現行の幼稚園及び保育所等については、教育や保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから、各種の税制措置が講じられているところ。 新制度の円滑な実施に当たっては、現行の幼稚園及び保育所等に対する税制上の措置を踏まえ、新たな認可施設として学校及び児童福祉施設として位置付けられる幼保連携型認定こども園に対して、幼稚園・保育所と同等の税制措置を講じることが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2-9 幼児教育の振興 政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興
	政策の達成目標	幼保連携型認定こども園の推進を始めとする子ども・子育て支援制度を円滑に実施し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	幼保連携型認定こども園への税制措置を行うことにより、移行・参入が円滑に進むことが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(未定)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	(未定)
	要望の措置の妥当性	就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う幼保連携型認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度に税制改正要望を行った。 ○ 平成 24 年度税制改正大綱においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①公租公課禁止規定を設けること、 ②国税、地方税の滞納処分による差押禁止規定を設けることが認められ、子ども・子育て支援法に關係規定を設けている。 ○ 平成 25 年度税制改正大綱においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て関連 3 法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置 ②子ども・子育て関連 3 法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置 が認められ、それぞれ平成 25 年 6 月 1 日、4 月 1 日付で措置されている。 ○ その他の要望項目については、新制度の具体的内容を踏まえ検討することとされた。
ページ	11—3